利用者設備識別番号の指定を受けた事業者による報告に関する手引き

1　対象事業者

○　利用者設備識別番号の指定を受けた事業者

2　必要な報告事項・様式

○　報告は、IMSIを除く利用者設備識別番号が対象。

※　自らが指定を受けたものと他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用するものの双方について必要。

○　報告事項は、「番号使用状況」「番号ポータビリティ実施状況」「卸電気通信役務※1の提供状況」。

○　報告事項の内容（様式）は、次の表に示す様式のとおり。

※1　卸電気通信役務とは、「（他の）電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」を指す。

※2　当分の間、データ伝送携帯電話番号及び音声伝送携帯電話番号については、様式第28の2（卸電気通信役務の提供状況）の報告が不要。

<table>
<tr><th colspan="2">電気通信番号の種別等</th><th colspan="4">様式</th></tr>
<tr><th>使用する番号</th><th>番号の種別</th><th>番号使用状況</th><th>番号ポータビリティ
実施状況</th><th>卸電気通信役務の
提供状況</th><th>番号使用計画作成状況</th></tr>
<tr><td rowspan="10">自らが指定を受けた利用者設備識別番号</td><td>固定電話番号</td><td>①様式第28　第1表</td><td>③様式第28　第3表</td><td rowspan="12">④様式第28の2※2</td><td></td></tr>
<tr><td>付加的役務電話番号</td><td rowspan="9">②様式第28　第2表</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>データ伝送携帯電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>音声伝送携帯電話番号</td><td>③様式第28　第3表</td><td></td></tr>
<tr><td>無線呼出番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定IP電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>FMC電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定接続電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号</td><td>固定電話番号</td><td rowspan="2">⑤様式第28の3</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>固定電話番号及びIMSIを除く全ての利用者設備識別番号</td><td></td><td></td></tr>
</table>

①様式第28　第1表
（自らが指定を受けた固定電話番号（0ABJ番号）の番号使用状況）

番号種別：　自らが指定を受けた固定電話番号
内容　　：　番号使用状況

・ 自らが指定を受けた固定電話番号（0ABJ番号）について、番号使用状況を記載。
→ 本様式による報告を要する事業者は、固定電話番号の指定を受けた事業者。
※ 番号区画ごとの番号使用状況については、報告する年度が5の倍数の年以外である場合は、記載を省略可能。（注12）

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（０ＡＢ～Ｊ）／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

番号区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)									番号未使用数			番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	合計
		(1)うちアナログ電話	(2)うち総合デジタル通信サービス	(3)うちＩＰ電話	(4)うちワイヤレス固定電話	(5)うちダイヤルイン番号使用数	(6)うち利用者から見えない形で使用されるものの数	うち卸提供数	うち電話転送役務の数		うち卸提供数	うち永続的に使用予定のないものの数			
合計															

電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無

□あり（番号区画：　　）

□なし

■「番号区画」
・ 総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載（注2）。

■「番号使用数」
・ 指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号の数（※）を記載（注3）。
※ 報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける事業者（卸先事業者）が最終利用者に付与するものを含む。
※ 番号ポータビリティにより他の電気通信事業者（卸先事業者を除く。）が電気通信役務を提供しているものを除く。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している（システム上の権限は卸元事業者にある）が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
・ 次の式が成り立つことを確認して記載。
式）「番号使用数」（※）＝「うちアナログ電話」＋「うち総合デジタル通信サービス」＋「うちIP電話番号」＋「うちワイヤレス固定電話」＋「うちダイヤルイン番号使用数」＋「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」
※ 無線呼出の契約者が使用している番号等特別なサービスに使用している場合には、その数も加算。

■「ダイヤルイン番号使用数」
・ 利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載（注4）。

■「利用者から見えない形で使用されるものの数」
・ 自らが指定を受けている番号について、呼の転送のために利用者から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載（注5）。
→ すなわち、番号ポータビリティに係るポートインの扱いをする場合であって二重番号方式のために裏番号として使用する場合の当該裏番号の数を記載。ネットワークルーティング番号は含めない。

■「卸提供数」
・ (1)から(6)までのうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数（※）を記載（注6）。
→ すなわち、卸先事業者において使用している番号の数を記載。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している（システム上の権限は卸元事業者にある）が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
※ 卸電気通信役務として提供していると判明している番号の数を記載。

■「電話転送役務の数」
・ (1)から(6)までのうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載（注7）。
→ すなわち、自らの電話転送役務に使用している番号数を記載。

■「法人番号」
・ 「会社法人等番号（12桁）」ではなく、「法人番号（13桁）」を記載。

①様式第28　第1表　（前ページからの続き）
（自らが指定を受けた固定電話番号（0ABJ番号）の番号使用状況）

番号種別：　自らが指定を受けた固定電話番号
内容　　：　番号使用状況

・ 自らが指定を受けた固定電話番号（0ABJ番号）について、番号使用状況を記載。
→ 本様式による報告を要する事業者は、固定電話番号の指定を受けた事業者。
※ 番号区画ごとの番号使用状況については、報告する年度が5の倍数の年以外である場合は、記載を省略可能。（注12）

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（０ＡＢ～Ｊ）／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

番号区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)									番号未使用数			番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	合計
		(1)うちアナログ電話	(2)うち総合デジタル通信サービス	(3)うちＩＰ電話	(4)うちワイヤレス固定電話	(5)うちダイヤルイン番号使用数	(6)うち利用者から見えない形で使用されるものの数	うち卸提供数	うち電話転送役務の数		うち卸提供数	うち永続的に使用予定のないものの数			
合計															

電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無
□あり（番号区画：　　）
□なし

■「番号未使用数」
・ 指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載（注8）。

■「卸提供数」
・「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数（※）を記載（注6）。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している（システム上の権限は卸元事業者にある）が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
※ 卸電気通信役務として提供していると判明している番号の数を記載。

■「電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無」
・ 番号使用数の増加見込みを踏まえ、番号の追加申請予定があり、それに伴いひっ迫が予想される番号区画がある場合は、「あり」にチェックし、該当の番号区画コードを記載。
ひっ迫が予想される番号区画がない場合は、「なし」にチェック。

■「合計」
・ 番号区画ごとに指定を受けた番号数（10,000単位）と一致することを確認して記載。

■「番号ポータビリティに係る番号使用数」
・ 番号ポータビリティにより他の電気通信事業者（卸先事業者を除く。）が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載（注11）。
→ すなわち、自らが指定を受けている番号のうち、番号ポータビリティに係るポートアウトの扱いとなっているものの数を記載。ただし、事前番号ポータビリティの手続によるものは含めない。

■「番号休止数」
・ 利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載（注10）。
・ 卸先事業者によるものも含む。

■「永続的に使用予定のないものの数」
・ 永続的に付与しないものの数を記載（注9）。
→ すなわち、犯罪に使用された番号や語呂合わせの悪さ等の理由で通常の状態管理サイクルから外している番号の数を記載。

②様式第28　第2表
（自らが指定を受けた固定電話番号以外の利用者設備識別番号の番号使用状況）

番号種別：　自らが指定を受けたIMSI以外の利用者設備識別番号
内容　　：　番号使用状況

・ 自らが指定を受けたIMSI以外の利用者設備識別番号について、番号使用状況を記載。
→ 本様式による報告を要する事業者は、IMSI以外の利用者設備識別番号の指定を受けた事業者。

■「電気通信番号の種別」
・「付加的役務電話番号(0120)」「付加的役務電話番号(0170)」「付加的役務電話番号(0180)」「付加的役務電話番号(0570)」「付加的役務電話番号(0800)」「付加的役務電話番号(0990)」「データ伝送携帯電話番号(020)」「音声伝送携帯電話番号(060/070/080/090)」「無線呼出番号(0204)」「特定IP電話番号(050)」「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」の別に記載。(注2)

■「番号使用数」
・ 最終利用者に付与している電気通信番号の数(※)を記載(注3)。
※ 報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける事業者(卸先事業者)が最終利用者に付与するものを含む。
※ 番号ポータビリティにより他の電気通信事業者(卸先事業者を除く。)が電気通信役務を提供しているものを除く。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している(システム上の権限は卸元事業者にある)が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
・ 番号種別毎に次の式が成り立つことを確認して記載。
式)「指定を受けた番号数」＝「番号使用数」＋「番号未使用数」＋「番号休止数」＋「番号ポータビリティに係る番号使用数」
・ 自社従業員に配布の端末に使用している場合等、業務用に用いている場合も含む。

■「卸提供数」
・「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載(注4)。
→ すなわち、卸先事業者において使用している数を記載。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している(システム上の権限は卸元事業者にある)が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
※ 卸電気通信役務として提供していると判明している番号の数を記載。

■「番号未使用数」
・ 最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載(注5)。

■「卸提供数」
・「番号未使用数」のうち、卸先事業者に提供される電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している(システム上の権限は卸元事業者にある)が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
※ 卸電気通信役務として提供していると判明している番号の数を記載。

■「FMCサービスに係る番号使用数」
・ 音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号をFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載(注9)。

■「番号ポータビリティに係る番号使用数」
・ 番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載(注8)。
→ すなわち、自らが指定を受けている番号のうち、番号ポータビリティに係るポートアウトの扱いとなっているものの数を記載。ただし、事前番号ポータビリティの手続によるものは含めない。

■「番号休止数」
・ 利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載(注7)。
・ 卸先事業者によるものも含む。

■「永続的に使用予定のないものの数」
・ 永続的に付与しないものの数を記載(注6)。
→ すなわち、犯罪に使用された番号や語呂合わせの悪さ等の理由で通常の状態管理サイクルから外している番号がある場合にその数を記載。

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（０ＡＢ～Ｊ以外）／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	番号使用数	うち卸提供数	番号未使用数	うち卸提供数	うち永続的に使用予定のないものの数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計								

③様式第28　第3表
（番号ポータビリティ実施状況）

番号種別：　自らが指定を受けた固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号
内容　　：　番号ポータビリティ実施状況

・ **自らが指定を受けた固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号について、番号ポータビリティ実施状況を記載。**
→ 本様式による報告を要する事業者は、固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号の指定を受けた事業者。

■「電気通信番号の種別」
- 「固定電話番号（0ABJ）」又は「音声伝送携帯電話番号（060/070/080/090）」を記載（注2）。

■「番号ポータビリティに係るポートイン数」
- 番号ポータビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に契約を変更した数を記載（注3）。
- 事前番号ポータビリティによるものは含めない。

電気通信番号の使用に関する報告
（番号ポータビリティ実施状況）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数			
			うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数		
				うち対面で手続した数	うち電話で手続した数	うちインターネットで手続した数

■「番号ポータビリティに係るポートアウト数
- 番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載（注4）。
- 事前番号ポータビリティによるものは含めない。

■「番号ポータビリティに係るポートイン数」「番号ポータビリティに係るポートアウト数」
- 他事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他事業者（卸先事業者）の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含める（注5）。

→ すなわち、次のいずれについても記載する。
① 「自ら又は自らの卸先事業者」と「番号の指定を受ける他事業者又は当該事業者の卸先事業者」との間のもの、
② 「自ら」と「自らの卸先事業者」との間のもの、
③ 自らの卸先事業者間のもの、

- 記載に当たっては、自ら又は自らの卸先事業者と番号の指定を受けた他事業者又は当該事業者の卸先事業者との間のもの（上記①）を括弧で別掲する。
- 他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号についても報告対象とする。

④様式第28の2
（卸電気通信役務の提供状況）

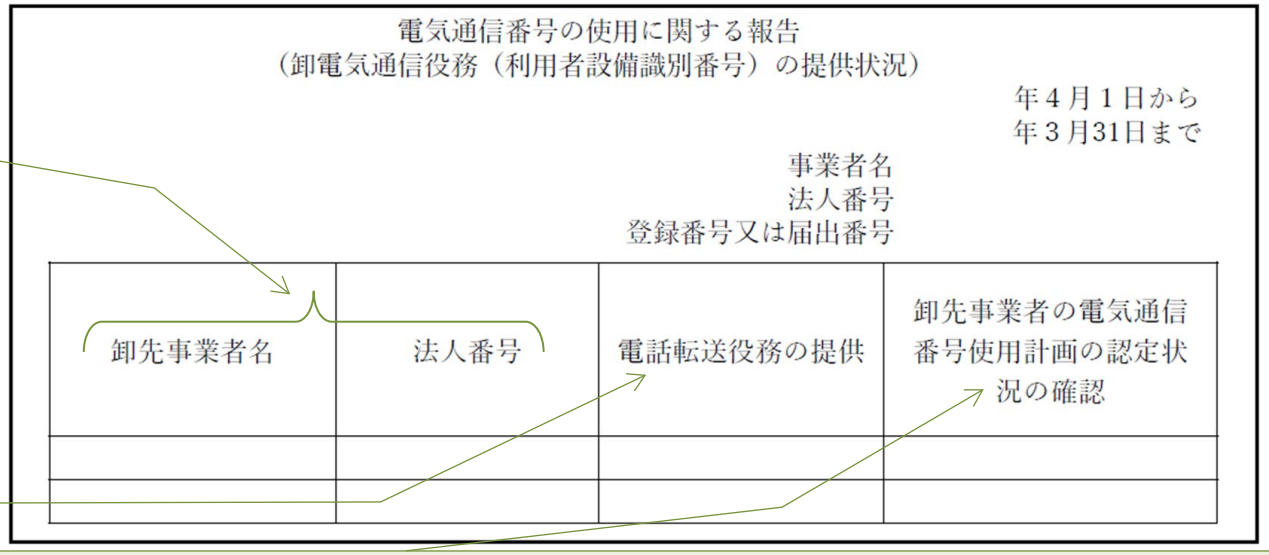
番号種別：　自らが指定を受けた利用者設備識別番号（ＩＭＳＩを除く）又は他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（ＩＭＳＩを除く。）であって、他事業者に対し卸電気通信役務により提供するもの
内容　　：　卸電気通信役務の提供状況

・ **自らが指定を受けた利用者設備識別番号※（IMSIを除く。以下同じ。）又は他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号であって、他事業者に対し卸電気通信役務により提供するものについて、卸電気通信役務の提供状況を記載。**
→ 本様式による報告を要する事業者：① 利用者設備識別番号の指定を受けた事業者であって、卸電気通信役務を提供する事業者
② 他事業者が指定を受けた利用者設備識別番号を他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する事業者であって、卸電気通信役務を提供する事業者

・卸電気通信役務の提供先及び卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認について記載するもの。
※ 当分の間、データ伝送携帯電話番号及び音声伝送携帯電話番号については、報告対象外。

■「卸先事業者名」「法人番号（13桁）」
・ 卸先事業者の氏名又は名称及び卸先事業者の法人番号を記載。法人番号の記載ができない場合には、当該電気通信事業者の住所を記載（注2）。
※ 卸電気通信役務の提供を受けていると判明している電気通信事業者を記載。

■「電話転送役務の提供」
・ 卸先事業者に対し、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に「○」を記載（注3）。
→ すなわち、自らの電話転送役務を卸電気通信役務として卸先事業者に提供している場合に「○」を記載。
※ 自らの電話役務（電話転送役務を除く。）を用いて卸先事業者が電話転送役務を提供しているか否かとは関係がない。



■「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」
・ 電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結又は更新に際し、確認した卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況について、その確認を行った西暦年数（定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数）を算用数字で記載（注4）。
※ 上記以外は、以下のとおり記載。
・卸電気通信役務の提供に関する契約の更新時に確認が取れず、卸電気通信役務の提供を停止している場合 ：「停止中」

⑤様式第28の3
（他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号の番号使用状況）

番号種別：　他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用するIMSI以外の利用者識別番号
内容　　：　番号使用状況

・ 他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号について、番号使用状況を記載。
→ 本様式による報告を要する事業者は、次の事業者。
－ 利用者設備識別番号の指定を受けておらず、電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者
－ 利用者設備識別番号の指定を受けているが、併せて他事業者から卸電気通信役務の提供を受けることによっても利用者設備識別番号を使用する事業者（みなし認定の適用を受ける者を除く。）

■「電気通信番号の種別」
・「固定電話番号（0ABJ）」「付加的役務電話番号（0120）」「付加的役務電話番号（0170）」「付加的役務電話番号（0180）」「付加的役務電話番号（0570）」「付加的役務電話番号（0800）」「付加的役務電話番号（0990）」「データ伝送携帯電話番号（020）」「音声伝送携帯電話番号（060/070/080/090）」「無線呼出番号（0204）」「特定IP電話番号（050）」「FMC電話番号（0600）」又は「特定接続電話番号（91CDE）」を記載。（注1）

■「法人番号」
・「会社法人等番号（12桁）」ではなく、「法人番号（13桁）」を記載。

■「合計」
・「番号使用数」と「番号未使用数」の合算値を記載。
・ 卸元事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用可能となっている番号数と一致することを確認して記載。

■「卸元事業者名」「法人番号（13桁）」
・ 卸元事業者の氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号を記載。法人番号の記載ができない場合には、当該電気通信事業者の住所を記載（注2）。
・「電気通信番号の種別」ごとに「卸元事業者名」を記載すること。同一種別で卸元事業者が複数存在する場合は、卸元事業者ごとに行を分けて記載。

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	番号使用数	うち卸提供数	うち電話転送役務の数	番号未使用数	備考	合計
合計								

■「番号未使用数」
・ 他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用できるもののうち、最終利用者に付与していない番号の数（※）を記載。
※ 使用を休止している番号（利用者の混乱回避等の観点から付与をしていない番号）を含む。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している（システム上の権限は卸元事業者にある）が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。

■「番号使用数」
・ 最終利用者に付与している電気通信番号（※）の数を記載（注3）。
※ 報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける事業者（卸先事業者）が最終利用者に付与するものを含む。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している（システム上の権限は卸元事業者にある）が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。

■「卸提供数」
・「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数（※）を記載（注4）。
→ すなわち、卸先事業者において使用している数を記載。
※ 将来、特定の事業者に提供するために留保している（システム上の権限は卸元事業者にある）が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
※ 卸電気通信役務として提供していると判明している番号の数を記載。

■「電話転送役務の数」
・「番号使用数」のうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載（注5）。
→ すなわち、固定電話番号について、自らの電話転送役務に使用している番号数を記載。